

共同住宅の管理者様へ

いつもLPガスをご利用いただきありがとうございます。

入居者様に安全かつ快適にLPガスをご使用いただくため、共同住宅の管理者様（オーナー、不動産管理会社様などを含みます。）へご協力をお願い申し上げます。

共同住宅やその敷地内で工事が予定されているときは、事前にLPガス販売店へご連絡ください。

道路工事や上下水道工事、リフォーム工事等において、誤って、埋設されていたLPガス配管を損傷したといった事故が多発しています。

このような事故を防止するため、共同住宅やその敷地内で工事が予定されているときは、事前にLPガス販売店へご連絡ください。



工事の例と主な注意点

工事の例	主な注意点
道路工事・上下水道工事	埋設管、供給管の損傷 （ガス漏れ・ガス爆発）
リフォーム（キッチン）	ガス管の接続不良 （ガス漏れ・ガス爆発）
リフォーム（風呂がま）	排気筒の外れ・ズレ （ガス漏れ・CO中毒）
外装工事（外壁塗装等）	養生シートによる給排気設備のふさぎ （CO中毒）

（事故事例）

- ① 道路工事に伴い、誤って埋設LPガス配管を重機で引っ掛け破損した。
- ② 電気温水器の設置工事に伴い、誤ってLPガス配管の立ち上がり部を損傷した。
- ③ 水道工事に伴い、誤って天井内のLPガス配管を切断した。

入居者様が使用されるLPガス消費設備の調査にご協力ください。

- 入居者様にLPガスを安全かつ快適にご使用いただくため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、「保安機関」が定期的に、LPガス消費設備の調査を行うことが義務付けられています。（入居者様の負担はございません。）

「保安機関」とは

LPガス設備の点検や調査、周知などの保安業務を行う者として、国又は都道府県知事の認定を受けたLPガス販売店等をいいます。

調査期間

原則、4年に1回以上実施します。

調査内容

- ・ガス機器や給排気設備等の設置状態
- ・配管のガス漏れ など



- ご不在の場合は連絡票を投函し、ご連絡いただいた調査ご希望日時に再訪問させていただきますが、入居者様からご連絡がないと、時間や曜日を変えて再訪問してもなかなか調査が進まないといったケースもございます。
- 販売店としましては、このようなことのないよう、今後、次の2点を更に徹底し、確実な調査の実施に努めてまいりますので、共同住宅の管理者様におかれましても可能な範囲でご協力をお願いします。

①入居者様への調査の事前周知

②入居者様との再訪問日時調整(ご連絡がない場合)

販売店名（保安機関名）

LPガス
人と地球にスマイルを
一般社団法人山口県LPガス協会